

令和6年度 御坂西小学校 いじめ防止基本方針

笛吹市立御坂西小学校

I. いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

学校は、学習の場であるとともに、集団生活を通して社会性を身につける場でもある。人と関わる中で自分の思いを伝えたり、人の思いを感じ取ったりすることで社会性を培っていくのである。よりよい関わりを求める中では、ぶつかり合ったり悩んだりすること（摩擦）も、人としての成長にとって大切なことである。しかし関わる力が弱かったり経験が足りなかったりしている子どもたちにとって、こうした摩擦は一つ間違うといじめとなってしまうこともある。

もとより、いじめは決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命または心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めていきたい。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要がある。

いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第一章 第二条）

【物理的影響とは】

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理矢理されたりすることをいう。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

【重大事態とは】

- ・いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより、児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき
- ・児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき

2 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要である。

- (1) いじめは、人間として決して許されない行為である。
いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。
いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- (2) いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- (3) いじめは、大人が気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめは、様々な様態がある。
- (5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (6) いじめは、教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- (7) いじめは、解消後も注視が必要である。
- (8) いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを有している。
- (9) いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

II. いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「御坂西小いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

- (1) いじめ対策委員会の役割
 - ・学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たっての中核となる。
 - ・学校のいじめ防止基本方針に基づく取組の実施及び年間計画の作成・実施・検証・修正の実施。
 - ・いじめの相談・通報の窓口になる。
 - ・いじめ防止に関する実態把握と対策の推進
 - ・いじめの疑いに係る情報があった時、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、事実関係の聴取、指導や支援の体制づくり、対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- (2) いじめ対策委員会の組織
 - ・「御坂西小いじめ対策委員会」の構成員
学校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学年主任、特別支援主任、
※必要に応じて養護教諭、教育相談担当
必要に応じて、スクールカウンセラーを要請し、助言を受ける。
 - ・事務局は、生徒指導主任が担当し、会議の運営を行う。
- (3)
 - ・定例のいじめ対策委員会は、月に1回程度開催する。

III. 未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校・学級づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要である。未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。すべての児童が活躍できる場面を作り出す視点で、「授業

づくり」と「集団づくり」を見直すならば、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることもなくなってくるはずである。

「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て互いを認め合える人間関係・学校風土をつくり出していく。そのためには、支持的な教育風土をもつ学級づくりが基盤となる。

児童には、傍観者とならず、教師集団への報告を始めとするいじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させるように努める。いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導に当たっては、児童がいじめ問題を自分のこととして考え、議論するような実践的な取組を行う。特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方にも細心の注意を払う。

IV. 早期発見の取組

いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努めることが大切である。

いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要がある。児童達の些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、傍観者とならずいじめを見逃さない力を向上させることが求められている。

日頃から、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにすることが大切である。定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む。また、児童に関わることを教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集するように努める。

【早期発見のための手立て】

教師の日頃からのきめ細かな観察と、子どもたちからの情報が集まりやすくしておくことが何よりも大切である。いじめを見逃さない目と、子どもの叫びやつぶやきを聞き逃さない耳を持つことである。それを補うものとして、以下のことも有効に生かして行きたい。

(日常的な取組)

- ①日々の児童観察(学校生活や授業等)
- ②個人ノート、生活ノート、日記
- ③保健室や図書室等の児童の様子
- ④職員会議・生徒指導部会等の情報交換

(実態把握)

- ①児童のアンケート調査(年間2回:7月、12月)
- ②個人面談

(相談活動)

- ①本人からの相談
- ②周りの友だちからの相談
- ③スクールカウンセラー等の各種教育相談

(保護者・地域と連携)

- ①保護者からの相談や面談
- ②地域の方からの情報

V. いじめへの対処

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いて指導を行うことが大切である。

いじめ防止対策委員会を中核にしながら、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

遊びや悪ふざけなど、いじめ疑う行為を発見した場合、その場においてその行為を止めさせる。いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会に報告し、情報の共有化とその対策を講じる。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、市教育委員会と連絡を取り、所轄警察署とも相談していく。また、いじめが「重大な事態」と判断された場合は、笛吹市教育委員会からの指示に従って必要な対応を行っていく。

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめを受けた児童から、事実や状況等の聞き取りを行う。また、家庭訪問等によりその日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝え、いじめられた児童を徹底的に守り通すことや今後の対応について伝える。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実確認等の聞き取りを行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止する措置を講ずる。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体または、財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを加えた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、該当児童の健全な人格の発達に配慮する。また、保護者とも連携をする中で、その対応とよりよい成長が図られるようにする。

単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされていることを見極め、取り組む。

【要件】

- ①いじめに係る行為が止んでいること。目安としていじめが止んでいる状態が3か月間継続していること。いじめ被害の重大性等によっては長期間の設定が必要である。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめによる心身の苦痛を感じないと認められること。

上記のいじめが「解消している」状態とは一つの段階にすぎず、いじめが再発する可能性があることを踏まえ、被害者及び加害者児童について日常的に注意深く観察する必要がある。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。また、はやし立てるなど、同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなど、いじめは絶対許されない行為であり、根絶しようという態度を育てる。

6 ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため削除する措置を取る。児童に対して、ネット上のいじめは犯罪であること、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る等の必要な教育活動を実施する。また、パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワークサービス）、携帯電話等のメールを利用したいじめなどについては、保護者においても理解を求めていく。

VI. その他の留意事項

1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校おける「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であるいじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応のあり方について、すべての教職員で共通理解を図る必要がある。

2 校内研修の充実

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修などを行う。年間1回程度の研修会を実施し、全教職員の共通理解を図る。

3 校務の効率化

児童と向き合う時間を確保し、いじめ防止等に適切に取り組んでいけるよう一部の教職員に加重負担がかからないように、校務分掌を適正化し、組織的な体制を整えるとともに、チームとしての意識が持てるように働きかける。

4 学校評価・教職員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無だけを評価するのではなく、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、その改善に取り組む。また、教職員評価においても、いじめの問題に関する目標設定や対応状況を評価する。

5 地域や家庭との連携について

日常的な保護者等の連携を大切にしながら、家庭訪問、学年・学級懇談会等による保護者と児童のよりよい成長を図る。

開かれた学校づくりを通して、民生委員や保護司など、地域住民や保護者といじめ等の情報収集を行う。また、地区学習会等を通して、地域連携をより一層深める。

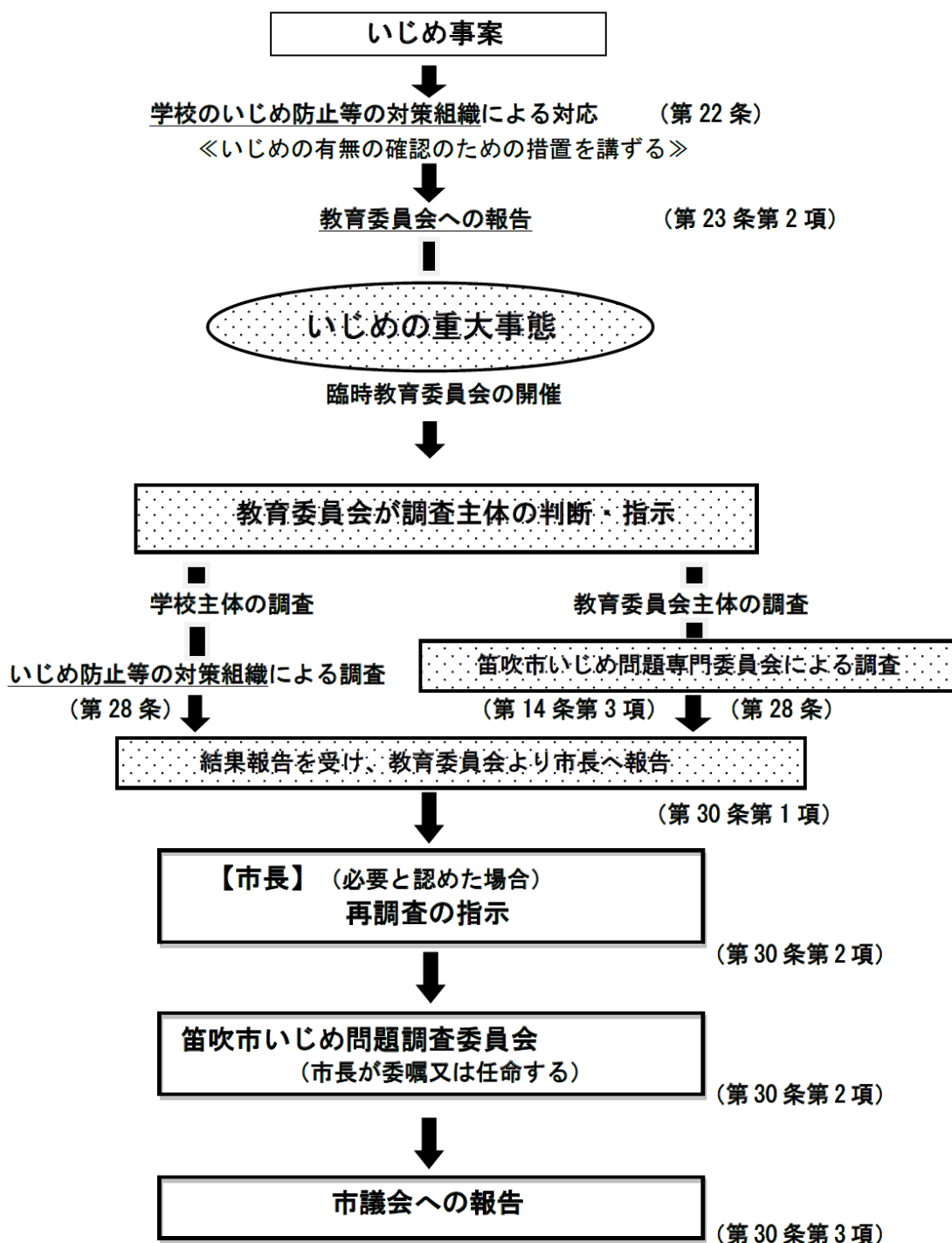
6 児童の主体的な取組

児童がいじめの問題を自分のこととしてとらえ、考え、議論することにより、いじめ

に対して正面から向き合うことができるようにする。具体的には、特別の教科道徳を始め児童会活動や学級会活動の中に、「いじめはどんな理由があろうとも絶対に許されることではない」ことを、お互いが意識できる「いじめのない御坂西小児童会」をめざす取組を仕組んだり、各学級においても、民主的な開かれた学級を自分たちでつくっていく意識を高めたりして、すべての児童が楽しい学校生活を送れるように取り組んでいく。

■ 2020.3.11 方針の見直し

【重大事態発生時の対応フロー図】



※ () 内は、「いじめ防止対策推進法」の条項を示す